

私立学校施設整備費補助金に係る交付要綱の改正について

1. 改正を要する交付要綱

- 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱

2. 改正内容（本則別表の改正）

近年の交付実績を踏まえ、別表の「1 高機能化整備事業」の補助対象限度額に記載の「校舎等のバリアフリー化整備」の下限額を300万円に変更する。

3. 適用日

令和2年4月1日から適用する。

4. 参考

（1）従来からの附則規定の適用

附則（平成30年1月4日）第2条、附則（平成30年3月14日）第4条及び附則（平成31年3月29日）第2条に規定した以下の点については、引き続き適用する。

- ・要綱第2条第1項第4号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（平成23年文科高第416号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項（平成23年高私助第21号）、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（平成23年文科高第324号）及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領（平成23年文科高第594号）の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第8調査事務取扱1（1）及び4については準用しないものとし、同調査要領第8調査事務取扱1（2）にある「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる書面の提出をもって代えることができる」と読み替える。

- ・防災機能強化施設整備事業の耐震補強工事のうち、平成30年度以降に交付を決定するものであって、地震防災対策特別措置法第4条の規定が効力を有する期間までの予算に係るものについては、別表の補助対象限度額の項中「耐震補強工事及び」とあるのは「耐震補強工事については、1学校あたり400万円以上とし、上限はないものとする。」と読み替えるものとする。
- ・要綱第2条第1項第2号に規定する防災機能強化施設整備事業のうち耐震改築工事のための施設整備事業に係る要綱第3条の規定の適用については、令和2年度末までに交付を決定するものに限るものとする。